

議案第19号

鹿屋市印鑑条例の一部改正について

鹿屋市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市印鑑条例の一部を改正する条例

鹿屋市印鑑条例（平成18年鹿屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

市長は、第4条の規定により登録申請者が本人であること又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認し、登録しようとする印鑑が前条第2項各号に該当しないときは、直ちに印鑑の登録をしなければならない。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第8条第1項を次のように改める。

市長は、第6条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対し、印鑑登録証（印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気を付したかのや市民カードをいう。以下「登録証」という。）を直接交付するものとする。

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第9条中「登録証又は個人番号カード」を「登録証、個人番号カード又はその他市長が適当と認める書類」に改める。

第10条第3項中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改める。

第14条第1項第5号中「同項第7号」を「同項第6号」に改める。

第15条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第16条第2項中「するときは、登録証」の次に「又はその他市長が適当と認める書類」を加える。

第16条の2第1項ただし書中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第15条の改正

規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録証明書の登録事項及び交付手続等を改めるため、所要の規定を整備したので、本案を提出するものである。